

入苑のご案内

◆ 施設入所

市町村が設置する介護認定審査会による審査・判定に基づき、市町村が「要介護」と認定された方が入所できる条件となっております。

入所の順番は概ね介護度の高い順位となります。

入苑希望の方は、松風苑事務所にお申し込みください。

◆ ショートステイ(短期入所生活介護)

家族の方が冠婚葬祭や病気等で、寝たきりのお年寄りのお世話が難しい場合、短期間のご利用ができます。

◆ デイサービス

午前中來所され、入浴、食事、リハビリ等のサービスを受け、午後ご自宅へ帰る制度です。(送迎も行います。)

◆ ホームヘルパー

一人暮らしや寝たきりのお年寄り等、日常生活に支障のあるお年寄りのいる家庭を訪問し、介護や家事のお手伝いをする制度です。

(ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパー派遣のご利用は、各居宅介護支援事業所にお申し込みください。)

◆ 費用

介護報酬に基づいてサービスを実施、利用者負担は介護報酬に基づいた1割負担及び食事の標準負担額を負担していただきます。

※但し、介護保険制度の変更により負担額が変わることがあります。

